（店舗販売業の店舗の構造設備）

第二条　店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

九　貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。

十～十三　（略）

（卸売販売業の営業所の構造設備）

第三条　卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

（薬事法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
第九条　（略）	**附　則**
（略）	（略）
第百五十八条の十二第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
（略）	（略）
第百五十九条の十五第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
（略）	（略）
第二百十八条の四第一項第二号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号又は第二条第十二号に規定する情報を提供するための設備
（略）	（略）

改正前	
第九条　（略）	**附　則**
（略）	（略）
第百五十八条の十二第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
（略）	（略）
第百五十九条の十五第一項第一号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備がある場所若しくは同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号
（略）	（略）
第二百十八条の四第一項第二号	薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号又は第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備
（略）	（略）

（店舗販売業の店舗の構造設備）

第二条　店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（新設）

九～十二　（略）

（卸売販売業の営業所の構造設備）

第三条　卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～六　（略）

（新設）

2　（略）